

令和2年度第1回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	令和2年9月10日(木)		
開催の場所	さいたま共済会館501・502会議室 (さいたま市内)		
開閉の日時	開会	9月10日	午前10時
	閉会	9月10日	午前11時37分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期埼玉県環境基本計画について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度における環境基本計画の進捗状況について ・ 鳥獣保護区の期間更新等について <p>3 閉 会</p>			

別紙

出席状況

委員数 20人

出席委員 18人

浅見 真理	国立保健医療科学院	生活環境研究部	上席主任研究官
磐田 朋子	芝浦工業大学	准教授	
四ノ宮 美保	埼玉県立大学	准教授	
鈴木 裕一	立正大学	名誉教授	
袖野 玲子	芝浦工業大学	教授	
三浦 和彦	東京理科大学	教授	
横田 樹広	東京都市大学	准教授	
藤川 久之	埼玉県弁護士会	弁護士	
佐野 幸子	埼玉県女性薬剤師会	副会長	薬剤師
小島 直子	(公財)埼玉県生態系保護協会	普及広報部	上席主任
萩野 頼子	埼玉県商工会議所女性会連合会	会長	
吉川 尚彦	埼玉県生活協同組合連合会	代表理事・会長理事	
内沼 博史	埼玉県議会議員		
武内 政文	埼玉県議会議員		
橋詰 昌児	埼玉県議会議員		
木津 雅晟	三郷市長		
田口 義明	公募委員		
町田 由徳	公募委員		

欠席委員 2人

小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会	常務理事
梶田 吉久	(一社)埼玉県猟友会	副会長理事

○司会（赤松） それでは、皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第1回埼玉県環境審議会を開催させていただきます。

本日は、急な会場変更にもかかわらず御出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、資料を確認させていただきます。

本日の配付資料は、次第、席次表、委員名簿、審議会規則、環境基本計画（概要版）でございます。

また、委嘱状につきましても机上に配付させていただいております。

事前に送付しました議事資料につきましては、次期埼玉県環境基本計画について、環境基本計画の進捗状況、鳥獣保護区の期間更新等、あと環境基本計画（概要版）、環境基本計画（概要版）につきましては、本日配付したものと同一のものとなっております。

不足等がございましたら、事務局のほうにお申し出ください。よろしいでしょうか。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、委員名簿の順に私から御紹介をさせていただきます。

（出席委員の紹介）

○司会（赤松） なお、小池委員及び梶田委員におかれましては、所用のため欠席でございます。萩野様につきましては、後ほどまた、御出席予定ですので、御紹介できたらと思います。

それでは、ここで環境部長の小池より御挨拶を申し上げます。

○小池環境部長 おはようございます。環境部長をしております小池でございます。

今回、第1回の埼玉県環境審議会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。コロナ禍での開催ということですので、どういう形がいいのかちょっと事務局のほうもいろいろ試行錯誤いたしまして、本当にお知らせが二転三転してしまったこと、この場を借りておわび申し上げます。どうもすみませんでした。

また、精いっぱい対策を取ったつもりでございます。また何かお気づきの点ですとかありましたら、また定期的に時間がありましたら、もうちょっと換気とかにも気をつけたいと思いますので、御理解いただければと思います。

今回、令和2年度としても第1回ですけれども、先ほどありましたとおり、第14期としても最初の会議となります。13期から引き続きの委員さん方もいらっしゃるし、今回改めて初めていただいた先生方もいらっしゃいます。いろいろなお立場からの御意見をいただけたら幸いと思います。本当にお忙しい中、お引き受けいただきまして、ありがとうございます。

この審議会ですけれども、環境に関します、特に基本的な事項について調査審議いただきますとともに、私どもから折々御報告させていただきますことに対しましても、御指導、またアドバイスいただけたらと考えております。

今回ですが、諮問事項1件、報告2件となっております。特に諮問事項につきましては、県の環境基本計画ということで、お手元にも配付させていただきましたが、県の環境行政の本当に根幹となる計画になっております。こちらが29年3月に作成いたしまして、来年度末までを計画期間としておりますので、今日諮問させていただくものでございます。29年3月に作りまして、中には例えばパリ協定というような言葉が入っておりますが、まだSDGsというような言葉は見ておりません。また、その頃に

はまだプラスチック問題というのも出ていなかったかと思えます。そういった中では、ここ数年で本当に環境を取り巻く課題が、いろいろまた新たなものが出てきていると感じているところでございます。

そうした中で、これから先の道しるべとなる計画でございます。先生方それぞれの専門的な分野から、忌憚のない御意見をいただければ幸いですと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） ありがとうございます。続きまして、県の幹部職員を紹介させていただきます。

（県の幹部職員の紹介）

○司会（赤松） ありがとうございます。

ここで一旦マイクの使い方をちょっと説明させていただきます。

委員の皆様方には個々にマイクがセットされているかと思うのですが、発言される際は、今ちょっと透明で光っているかと思うのですが、赤くなるボタンがあるかと思えます。ボタンを押すと赤くなります。発言の際はここを押していただいて、赤くなったことを確認してから発言していただいて、発言が終わりましたら、恐縮ですが、もう一度押していただいて、赤を解除、消していただくようにお願いいたします。

それでは、本日の会議は委員数20名のうち18名の委員様が出席されております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

続きまして、次第3、会長等選出でございます。

まず、会長及び副会長の選出につきまして御協議をいただきたいと存じます。本日配付いたしました埼玉県環境審議会規則を御覧ください。会長及び副会長の選出につきましては、当規則第5条第2項の規定によりまして、委員の互選により行うこととされております。いかが取り扱いますでしょうか。

○四ノ宮委員 会長、副会長の候補について、事務局から案はございますでしょうか。

○事務局（井桁） 四ノ宮委員から事務局案をとの御発言をいただきました。事務局といたしましては、会長に日本エアロゾル学会前会長で、環境省の外部資金の採択委員をお務めの三浦和彦東京理科大学教授、副会長に環境省の審議会などの委員をお務めの浅見真理国立保健医療科学院上席研究官にお願いできればと考えております。

（「異議なし」の声あり）

○司会（赤松） 委員の方々から異議なしというご発言もいただきました。

会長を三浦委員、副会長を浅見委員に推薦するということがでいかがでしょうか。

（拍手）

○司会（赤松） ありがとうございます。

それでは、三浦委員に会長、浅見委員に副会長をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

三浦会長は会長席に、浅見委員は副会長席にお移り願います。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めていただくことになっております。以降の進行を三浦会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦会長 東京理科大学の三浦和彦です。今回初めてこちらの委員を賜りまして、また諸先輩を差し置いて、会長という重職を賜りまして恐縮しておりますけれども、皆様の御指導と御協力をいただきまして務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事を進行いたします。

続きまして、温泉部会委員指名です。環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することとなっております。

委員の皆様の専門分野や御経歴などを勘案いたしまして、私から御指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

鈴木委員、藤川委員、佐野委員、萩野委員、橋詰委員、以上5名の委員の方々に温泉部会委員をお願いしたいと存じます。

審議会本体の委員と温泉部会の委員、両方の委員を兼ねていただくことになり、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくお願いたします。

御了承いただいたということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 よろしくお願いたします。

続きまして、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項などを考慮しても、公開することに問題ないと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 ありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めます。

本日は傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局(井桁) はい。本日の傍聴者は1名です。

○三浦会長 それでは、傍聴者の中にいらっしゃってください。

(傍聴者入場)

○三浦会長 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

横田委員、萩野委員にお願いします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 それでは、よろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。諮問事項等の審議に入ります。

本日は、諮問事項が1件、報告事項が2件ございます。

まず、諮問事項1、次期埼玉県環境基本計画についてでございます。

それでは、県から説明をお願いいたします。

○佐藤環境政策課長 環境政策課長の佐藤でございます。

それでは、諮問事項1の次期環境基本計画の策定について御説明をさせていただきます。

最初に、諮問書の案につきまして、事前送付資料ということでお配りさせていただきましたが、三浦会長が選出されましたので、ここで正式な確定した諮問書の写しを事務局から配付させていただきます。

(資料配付)

○佐藤環境政策課長 それでは、環境基本計画の概要について最初に御説明をさせていただきたいと思っております。事前配付及び本日机上配付をさせていただきましたカラーの埼玉県環境基本計画(概要版)、こちらのカラーのパンフレットを御覧いただければと思います。恐縮ですが、着座させていただき説明させていただきます。

最初に、お開きいただきまして、1ページ目の下段、埼玉県環境基本計画の概要を御覧ください。環境基本計画は、埼玉県環境基本条例第10条に基づきまして、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。現計画である第4次環境基本計画は、平成24年7月に策定をいたしまして、計画期間は令和3年度までの10年間でございます。社会経済や環境の状況変化に対応するため、平成27年度からの2か年をかけまして、計画期間の後半5年間の施策を見直いたしました。

次に、2ページを御覧ください。本計画では、安心・安全が確保されることを前提として、低炭素、循環型、自然共生、この各分野で県民の皆様方や各種団体、企業や行政などの各主体が協働して取り組み、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会、こういった社会を目指すこととし、そのための目標や施策展開の方向などを示しております。

1枚おめくりください。左側の3ページでございますけれども、この計画で目指す社会、これを実現するために掲げた長期的な5つの目標を示してございます。右側の4ページでは、それぞれの目標を達成するための20の施策展開の方向、これを整理しております。

具体的に申し上げますと、長期的な目標につきましては、Ⅰ、新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり、Ⅱ、限りある資源を大切に作る循環型社会づくり、Ⅲ、恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりなどとなっております。これらの5つの長期的な目標ごとに様々な施策の方向性を1番の新たなエネルギー社会の構築から20番目の環境科学・技術の振興と国際協力の推進まで、体系的に整理をさせていただいた計画でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、5ページ以降でございますけれども、それぞれの長期的な目標ごとに見開きで、現況と課題を左側のページに、施策展開の方向と主な施策指標を右側のページにまとめております。施策指標につきましては、それぞれの取組の成果を評価するためのものでございます。5ページ、6ページが項目1の自立分散型の低炭素社会づくり、1枚めくっていただきますと、7ページ、8ページが循環型社会づくり、以降、自然共生社会づくり、環境保全型社会づくり、協働社会づくりと主な施策指標を列挙しております。

簡単ではございますけれども、現在の環境基本計画の概要の説明につきましては、以上でございます。

それでは、続きまして、資料の諮問事項1を御覧ください。事前にお送りさせていただいた、かがみとした案の段階のものでございましたけれども、こちらの資料の2ページ目、1の背景を御覧ください。ここでは、現在起こっている、あるいはまた今後起こり得る社会経済や環境の状況の変化について記してございます。

まず最初に、気候変動あるいは海洋プラスチックごみの問題など、世界的な課題となっているもの。次の段落では、野生鳥獣の被害の深刻化など、地域の課題についても示させていただいております。続いて、こうした課題の解決に向けた動きとして、環境、経済、社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGsなどについて記させていただいております。その先にはテクノロジーの進化など、我々を取り巻く社会的な変化によりまして、環境に配慮した方向に様々な取組が進むことが期待されることも記しております。

このように様々な状況が大きく変化している、こんなことを踏まえまして、また現在の現計画の期間が来年度、令和3年度に終了することから、次期埼玉県環境基本計画の策定について、貴審議会に意見を求めるものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、2の計画策定の経緯について御説明をさせていただきます。本計画は、平成8年3月に第1次計画を策定して以来、平成29年3月の第4次の見直しまで、社会経済の状況や環境の状況等の変化に対応するため、策定、見直しを行ってまいりました。今回は、先ほど申し上げましたように、現計画の期間が来年度、令和3年度に満了することから、次期環境基本計画の策定について諮問させていただくものでございます。

次に、3の審議の方法でございます。調査審議に当たりましては、まず小委員会を設置していただき、御審議をいただければと考えてございます。小委員会の中で案を作成していただきまして、その結果を当審議会に御報告をいただいた上で、改めて本審議会で調査審議をしていただきたいと思いますと考えてございます。小委員会でございますけれども、環境審議会規則第8条第1項に、特定事項を調査審議するためには、必要があるときは部会を設置することができるかと規定されてございます。この規定に基づきまして、小委員会を部会として設置していただきたいと思いますと考えております。

次に、4の環境基本計画小委員会についてでございますが、任期、期間でございますけれども、令和3年7月31日まで、人数につきましては10人以内ということで考えてございます。構成につきましては、環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が小委員会の委員を指名することとされております。本審議会委員の皆様方の中から選任をさせていただきますまして、会長に御指名をいただきまして、その他必要な分野がある場合には、その分野に関する学識経験者の方などを特別委員として選任していただきたいと思いますと考えてございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、5の審議スケジュールについて御説明をさせていただきます。本日、本審議会で小委員会の設置について御議決をいただきましたならば、速やかに小委員会を設置していただきまして、令和3年1月から5月頃までの予定で、小委員会で御議論をいただき、計画の策定作業を事務局としても進めてまいります。小委員会の開催結果につきましては、令和3年7月頃に本審議会に御報告をさせていただきますと思っております。小委員会で御議論いただいた計画案につきましては、本審議会で改めて調査審議をいただきます。

県側の動きといたしましては、審議と並行する形で県民コメントを経て、令和3年11月頃には審議会から答申をいただきたいと思いますと考えてございます。最終的に答申をいただきました計画案につきましては、議会の報告あるいは御議決等も経て、令和3年度中の策定を目指してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見あるいは御質問をお願いいたします。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて、課長だけではなく、適宜担当の方からお答えいただいても結構ですので、よろしくお願いをいたします。

田口委員、お願いします。

○田口委員 ありがとうございます。田口でございます。御説明大変ありがとうございました。

今回の諮問でございますが、大変大事なものだと思っております。若干の感想と、併せて質問をさせていただきますと思っております。

まず1つは、現在の第4次環境基本計画ですが、御説明にございましたとおり、策定されたのが平成24年ということですので、今から8年前になります。それ以降の環境政策をめぐる最も大きな動きとしては、やはり地球環境の問題が大きくクローズアップされてきたということではないかと思っております。国

実際的には、小池部長からも御紹介がありましたとおり、CO₂の排出削減を進めるためのパリ協定が2015年に採択されております。

国内におきましても、地球温暖化対策計画が国のほうでも、また各都道府県でも策定されております。そういう動きと併せて、我々の身近な生活を考えても、異常な猛暑であるとか異常な豪雨、それから異常なまでに強力な台風、こういったような異常気象に頻繁に直面しているという状況にあるわけです。こうした状況を考えると、今回新たに策定する環境基本計画では、やはり地球温暖化対策に役立つ政策に重点を置いていく必要があるのではないかというふうに思います。

そこで、1つお聞きしたいと思いますのは、地球温暖化対策の柱と申しますか、要となる温室効果ガスの削減目標、一般的にはCO₂削減目標ということになるかと思いますが、この削減目標については既に策定されております地球温暖化対策実行計画というのがございますが、この数値目標であるとか、それを支える政策、こういったものを基本的に引き継ぐ形になるのかどうか。それから、あるいは必要に応じて新たな目標なり政策も盛り込む方向で検討されるのかどうか、この点をまず1つお聞きしたいと思います。

○三浦会長 では、お願いします。

○佐藤環境政策課長 田口委員、ありがとうございます。

非常に重要な温暖化防止、温室効果ガス削減については課題でございまして、お話にございましたように、環境基本計画自体は環境関係の全体の計画でございましてけれども、それとリンクする形で温暖化対策の実行計画、これもまさに昨年度御審議をいただきながら、計画の見直しなどを行ったところでございます。そういう意味では、下位計画と申しますか、関連する計画も分野ごとに多々ございますので、そういった上下の計画の整合性も今後しっかり図りながら、委員の皆様方にも御議論いただきまして、具体的には先ほど現計画の説明の中でも指標を設けているという御説明はさせていただきましたが、こういった指標につきましても今回見直しを行ってまいりますので、また我々もしっかり考えてまいりますし、委員の皆様方あるいは県民の皆様方からも御意見をいただきながら、しっかり見直しをしていきたいと考えております。

○田口委員 ありがとうございます。

関連してもう一点だけちょっとお聞きしたいのですが、それは次期計画の計画期間についてでございます。先ほど御紹介いただいたように、現行の第4次環境基本計画は、計画期間が10か年ということになっておりますが、新しく策定する次の計画も計画期間としては10か年を想定しておられるのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○三浦会長 お願いします。

○佐藤環境政策課長 計画期間についてでございますが、経緯で書かせていただいたように、これまでの計画につきましても、委員お話しのとおり、長期的な計画ということで10年間の計画を続けてまいりました。ただ、10年というのが非常に長いものですから、中間年のところで見直しをして、残りの5年をさらにやっていくと、こういった形で繰り返してきたわけですが、今回またそちらの切り替えのタイミングになりますので、計画の期間につきましてもしっかり検討しながら、最終的には定めていきたいと考えてございます。

○田口委員 ありがとうございます。お考えよく分かりました。

先ほど申し上げたように、環境問題をめぐるいろいろな状況というのは、すごく目まぐるしいといい

ますか、国際的にも、あるいは国内の経済社会状況によっても大変大きく変化し得るものであります。実際にもこれまでの環境基本計画の経緯を拝見いたしますと、おおむね5年程度で改訂なり見直しが行われてきているということで、10か年の計画をつくるにしても、やはりその間にいろいろな動きが当然出てくるかと思えます。こうした情勢の変化に応じて、機動的な対応が取れるような工夫なり仕組みを、これからつくる新たな計画の中でもぜひ織り込んでおく必要があるのではないかと思います。その点をぜひよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

ちょっと環境問題、広いと思えますので、ほかの観点から質問とか御意見。

橋詰委員、お願ひします。

○橋詰委員 すみません。説明ありがとうございました。2点だけ端的にお伺いをいたします。

1点目は、先ほどの基本計画の背景の中でも御説明いただきましたSDG sの件ですけれども、先ほど小池部長からもお話がありましたし、知事も今回もSDG sということで進めるということになっておりますけれども、特にSDG sに関しては目標達成が2030年ということもありまして、ちょうど今回の基本計画ともかぶるといふか、一番重点的になってくるということだと思えますので、その辺をしっかりと反映した形でお願ひをしたいというのが、要望ですけれども、そういう考えについて1点お伺ひしたいのと、あともう一点、今答弁の中でありました、皆さんの意見をという中で、県民コメント、こちらの資料でも来年9月ぐらゐを、パブリックコメントだと思っておりますけれども、県民の意見を取るといふような情報がありますけれども、これもできる限り広く取って、今現状、どれぐらゐのお考えかということをお伺ひして、できる限り多くの人を、いろんなツール、ただの手紙とかだけではなくて、メールだとか、いろんな形で意見を幅広く受けていくようにお願ひしたいと思っておりますけれども、この2点お伺ひしたいと思えます。

○佐藤環境政策課長 橋詰委員から2点いただきました。

SDG sにつきましては、もう皆様御承知のとおりでございます、県全体といたしましても、現在5か年計画が同じような形で今後見直しに入っていきます。そんな中で、SDG sの中で環境分野に絡んだウエートというのは非常に大きくなっておりまして、環境部としてもこれはチャンスだというふう捉えております。そういう意味では、今回の見直しの中でも、その辺の紐づけも含めまして、県民の皆様方により分かりやすく、環境政策を御理解いただける一つのツールとしてSDG sというのも使っていけるのかなというふうに考えておりますので、今後の検討の中でしっかり生かしていきたいというふうに思えます。

県民コメントにつきましても、予定としては申し上げたとおりですけれども、いろんな形で多くの県民の皆様方の声を少しでも反映していけるように、伺っていけるように努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○三浦会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見。

吉川委員、お願ひいたします。

○吉川委員 生協連の吉川です。

先ほどの田口委員からもありましたように、環境問題はとても広い、多岐にわたる部分ですので、それを全部やるのか、テーマを持ってやるのかというのは、私もちょっとお聞きしたい点でありました。

それと、環境は、とにかくこの間は新しい課題がたくさん出てきているのと、特徴的なのは、やはり国際社会からの要請やプレッシャー、特にこの間で言うとプラスチックの問題もありますし、あるいは消費者からの問題提起として食品ロス削減という新しいテーマもありますけれども、御質問させていただきたいのは、温暖化だとかは目標値がちゃんとあるかと思うのですけれども、例えばプラスチックだとか新しいテーマについて、大本になる何か目標値があって計画がつけられるのでしたっけ、それとも計画の中でこういうことを目標にしてやりますというふうな立てつけに、ちょっと私分らないものですから、ちょっと聞かせてもらいたいのと、それと基本的に進め方は、小委員会が設置をされて、小委員会の設置は賛成ですけれども、設置をして、その小委員会の議論を踏まえて審議会を開催するというふうな、そういう流れで進めるということによって理解すればよろしいでしょうか。

以上です。

○三浦会長 お願いします。

○佐藤環境政策課長 2点、吉川委員からいただきました。

目標の設定と計画の、何というのでしょうか、卵かニワトリかみたいなの、そういう話もあるのかと思うのですが、これから計画全体、どういった柱立てで、当然新しい課題も取り入れながら、どんな計画にしていこうかというのを御議論いただきながら進めてまいります。その中で当然施策にリンクする形で目標というの、県民の皆様方に進捗が分かりやすくするためにも設定してまいりますので、そういう意味ではどちらが先かというのはちょっとなかなか難しいのかと思うのですけれども、この計画を作る中で、施策の方向性も指標についても同時進行で検討していきたいというふうに考えてございます。

あとは、進め方といたしましては、小委員会を設置、まずここで御議決いただきましたならば、先行して小委員会でテーマごとに議論、深掘りしていただきまして、それを親委員会であるこの審議会に御報告をいただいて、さらに全委員の皆様で審議を深めていただくと。委員お話しのとおりの流れで進めていきたいと思っております。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

今、小委員会で審議して報告していただいて、全体会議で決定するというふうな方針ということで、先ほどの御説明もございましたが、先にこの方針を承認いただけるかどうか確認したいと思っております、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三浦会長 どうもありがとうございます。

では、ではそれを前提で進めるということで、まだお時間あると思っておりますが、ほかに御質問とかお願いします。

小島委員、よろしく申し上げます。

○小島委員 ちょっと意見ですけれども、今後生物多様性の分野も温暖化問題と併せてとっても重要になってくると思います。それで、やっぱり先ほど指標の話が出ましたけれども、例えば川というのを生物多様性の観点で見たときに、鮎がすめる水質とか、水質だけではなくて、どういう川が生物多様性にとっていいのかとか、あと緑を増やすということも、緑の実際の質とか、自然、生態系の中での位置づけとか、そこら辺まで踏み込んだ指標にさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。何かございますでしょうか。今コメントいただきましたが。

政策課長、お願いします。

○佐藤環境政策課長 実はこの後、次のテーマで昨年度の現計画の指標の進捗状況を御説明させていただくのですが、その中でも当然緑の指標であったり、生物多様性の指標も入っておりまして、実は希少野生生物種の保護増殖箇所数という、今の計画については非常に順調に御協力もいただきながら推移しているので、うまくいっているものもあれば厳しいものもあってというお話はさせていただくのですが、そういう指標についてより分かりやすく、バランスの取れたという部分では、しっかりまた御意見をいただきながら検討していきたいと思えます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

内沼委員、お願いします。

○内沼委員 御説明ありがとうございます。

1点だけなのですけれども、今回埼玉県環境基本計画が新たなものができるということで、これについては昨年大野知事に替わられまして、やはり今までとは、多少はそのまま継続があるのですけれども、新たな大野知事の所見等を含めた計画を作っていたきたいということと、その中で埼玉版スーパー・シティプロジェクトというのがあるのですが、そこは基本的に所管が環境部になっているものから、その埼玉版スーパー・シティプロジェクトについては、今回の環境基本計画には入ってくるのかどうか。

それから、あとは県の5か年計画もあるのですが、やはりある程度県の5か年計画との、基本計画もリンクしてこなくてはいけないと思うのですが、その中で県の5か年計画と今回の新たな環境基本計画、これがどういう形でリンクしてくるのか。

以上をちょっとお伺いいたします。

○三浦会長 政策課長、お願いします。

○佐藤環境政策課長 内沼委員から2点いただきました。

まず1点目の埼玉版スーパー・シティプロジェクトでございますが、おかげさまで環境部で現在担当させていただいております。委員の皆様方にも応援いただきまして、本当にありがとうございます。環境部としては、エネルギーという観点が一番メインになってくるのですが、どこが所管するにいたしましても、その観点は環境部でやっていかなければというふうに思っております。そういう意味では、今回見直す計画についてどうなのか。あともう一点のお話とかぶるのですけれども、5か年計画とも当然、上位計画、下位計画という関係にございますので、施策であったり、施策指標であったり、当然リンクしてまいります。5か年も同時進行で、同じ周期で見直しの作業になりますので、そういう意味では5か年計画の策定の進捗状況も踏まえながら、両者の整合性を図りながら、そういう意味では、そういう状況についても今後また御報告を申し上げながら、御議論いただければと思っております。

○内沼委員 よろしくお願いします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

では、最後でしょうか。武内委員、お願いします。

○武内委員 今回は、特に意見を述べてよろしいのでしょうか。質問だけではなくて。

○三浦会長 よろしいですね、御意見も。お願いします。

○武内委員 先ほどの関連で、指標なのですけれども、具体的にはないのですが、要するに進捗状況というか、PDCAがきちんと回せるような指標を選んでほしいなと思っております。これは今までの指標をそのまま継続することもありますけれども、やはり新しいというか、全体をちょっと見直して

いただいて、そういう観点で、その要するに施策をやることによって、目標がきちんと反映、貢献できるという、そういう指標をきちんと設定してほしいなというのが1点、要望です。

それから、2点目、ちょっと確認なのですが、今回恐らく大野知事もエネルギーというのを大変注目しているようですが、いろんな自然再生エネルギーなんかの、それ自体を進めるのはいいと思うのですが、それに係るコストの部分、これが県民の皆さんにももう少し分かりやすいような形で中に反映してほしいなと思うのですが、この辺どのように考えているのでしょうか。現時点で。

○三浦会長 お願いします。

○佐藤環境政策課長 武内委員から2点いただきました。

1点目の指標につきましては、まさにお話しのとおりでございます。現在の指標もそういう観点で設定はさせていただいているところでございますけれども、実際毎年度報告させていただく中で、確かに見直しが必要なのかというものも感じることはございます。そんな中で、今後新しい計画においては、よりPDCAが回せて、毎年御報告させていただく際にも分かりやすく、一番は県側の努力によって改善していける、そういうものをより多く設定していければと思いますので、御意見をまたいただければと思います。

あと、エネルギーの関係は、やはり再生可能エネルギーというのが現計画でも見直しの際に位置づけられまして、現在埼玉県も非常に伸びてきているところだと思います。その一方で、委員お話し、いい面だけではなくて、費用がかかる面であったり、あるいは環境的な観点で問題が起こることもございますので、そういう意味では両面からしっかり捉えて、県民の方に何らかの形で分かりやすくお示しできればいいのかなと現時点では思っております。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

袖野委員、お願いします。

○袖野委員 御説明どうもありがとうございました。

先ほど来話が出ておりますSDGsでございますけれども、国の第5次環境基本計画でも地域循環共生圏ということで、今後新たな方向性が示されているわけですし、地域循環共生圏がまさにローカルSDGsということですので、事務局の御説明にもございましたけれども、ぜひ埼玉県らしい環境基本計画を作成いただければなと思っております。

1点確認したいのが、スコープなのですが、SDGsは特に統合的なアプローチが重要であるということがこれまでも強調されているわけですし、そうしますと例えばフードロスの削減ということであれば、例えばフードバンクに取り組むとつながっていくといった、より広いスコープが重要になってくると思います。この環境基本計画、スコープをどこまで広げるのか。従来の環境というところに特化するのか、もしくは社会的な課題まで対象にしていくのか、その辺りをお聞かせいただければと思います。

○三浦会長 お願いします。

○佐藤環境政策課長 袖野委員から非常に難しい御質問をいただいたと思います。環境基本計画でございますので、基本的には環境分野の総合的な計画として、環境という側面は必ず取り込んでまいります。ただ一方で、いろんなものが環境との関連性が非常に広がってきているのかなと、社会、経済においても。そういう意味では、関連したそういう部分につきましても、環境の観点からしっかり取り込んでいけるのが一番望ましいのかなと思っておりますので、なかなか、総合的な話になりますけれども、そう

いう視点も持って進めていきたいと思えます。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

まだまだ御意見あるかと思いますが、お時間ですので、よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項1、次期埼玉県環境基本計画については、原案どおりといたします。

今後、一旦小委員会で調査審議していただいて、令和3年7月、来年ですか、7月頃に小委員会での報告を受け、改めて調査審議することといたしますので、またそのときに御意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項1、令和元年度における環境基本計画の進捗状況についてでございます。県から説明をお願いします。

○佐藤環境政策課長 それでは、報告事項の1、令和元年度における環境基本計画の進捗状況について御説明をさせていただきます。

先ほど説明させていただきました環境基本計画の現計画、現在の計画における進捗状況でございます。施策指標によりまして進捗状況を御報告させていただきます。資料につきましては、報告事項1の、こちらの指標の進捗状況についての資料を御覧いただきたいと思えます。恐縮ですが、着座して御説明をさせていただきます。

まず、埼玉県環境基本計画に設定いたしました34の施策指標について御説明いたします。順調に推移している指標につきましては丸、計画の改訂時よりは改善している指標については三角、大変申し訳ないのですが、計画改訂時よりも改善していない、悪くなってしまった指標についてはバツ、こういう形で評価をさせていただきました。

また、これらの施策指標の達成状況を基に、基本計画に設定した20の施策展開の方向ごとの進捗状況についても評価をいたしました。施策展開の方向ごとに順調に推移している施策、これをA、計画改訂時より改善している施策についてはB、計画改訂時より改善していない施策についてはCとさせていただきます。

まず最初に、施策指標の進捗状況でございます。令和元年度の実績では、34の施策指標のうち、順調に推移している指標は20、全体の約60%、計画改訂時より改善している指標については11、約30%、計画改訂時より改善していない指標が3、約10%となりました。

次に、その下でございますけれども、施策展開の方向ごとの評価といたしましては、20の施策展開の方向のうち、順調に推移している施策は10、50%でございます。計画改訂時より改善している施策についても10、こちら50%でございます。計画改訂時より改善していない施策についてはございませんでした。

本日は、計画改訂時より改善をしていない、最初に申しあげました施策指標、これが3つございましたので、最初にこちらの状況について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページを御覧ください。6の水環境の健全化と地盤環境の保全に係る指標、これのうち5年間の累積沈下量が4センチ未満の地盤観測基準点の割合、この指標を御覧ください。この指標につきましては、計画改訂時の平成27年度には、この割合が99.8%でございました5年間の累積沈下量が4センチ未満の地盤観測基準点の割合、これを計画最終年度の令和3年度までに100%、全

での地点でクリアすることを目標としたものでございます。令和元年度につきましては、対象となっている563地点のうち、加須市の1地点、幸手市の1地点、合計2地点で累積沈下量が4センチを超過してしまいました。前年度の3地点からは改善してございますが、改訂時よりも悪化をしているという状況でございます。こちらにつきましては、今後におきましてもこういった状況をしっかり監視、指導させていただきまして、目標達成に向けて取り組んでまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。7の川の保全と再生に係る指標のうち、全国水質ワースト5河川、国土交通省直轄管理区間の指標でございます。この指標につきましては、全国水質ワースト5河川に、計画改訂時の平成27年度の時点では、綾瀬川と中川が入ってございました。それを令和3年度までに該当なしとすることを目標とした指標でございます。対象は1級河川ということなのですが、1級河川のBODの測定結果につきましては、毎年国土交通省が公表してございまして、そのデータを県のほうで集計いたしまして、全国の水質ワーストランキングを県が独自に集計したものでございます。

BODにつきましては、委員の皆さん御承知のとおりでございますが、生物化学的酸素要求量の略でございます。微生物が水中の有機物を分解する際に消費する酸素量のことでございまして、値、数値が大きいほど水が汚れているということを示してございます。河川の汚濁の指標として一般的に使われているものでございます。昨今、河川の水質については改善傾向にございまして、BODの値が1リットル当たり3ミリグラムを上回る地点があるのは、県内におきましても県南部の生活排水が主たる水源となる河川が中心でございます。BODについては年々改善してきておりまして、超過の度合いについても小さくなってきております。この対象、今回の対象河川である綾瀬川と中川につきましては、ともに主要な水源がございません。そのために冬季、冬におきましては、かんがい用水がなくなりまして、水質が悪化する傾向にございます。あとは総体的な問題として、ワースト5河川の水質自体が大きく改善してきているということもございまして、わずかな水質の検査が順位に影響を及ぼすようにもなってきております。

BODの改善につきましては、資料のほうにも記載をさせていただいておりますが、綾瀬川については2.6、中川については2.4ということで改善傾向にございます。水質につきましては、全体として着実に改善はしてきておりますので、今後も工場、事業所に対する規制のほか、合併処理浄化槽への転換、公共下水道の整備などの生活排水対策をさらに進めまして、着実かつ安定的に目標値を達成できるように取り組んでまいります。

続きまして、同じく4ページの7の川の保全と再生に係る指標のうち、川の国広援団への支援件数の指標を御覧ください。この指標につきましては、川の再生活動を行う川の国広援団登録団体に対する支援件数を令和3年度までに300件とすることを目標とするものでございます。この指標は、平成29年度には310件、平成30年度に253件ということで、比較的高い値で推移をしてございました。県では、川の再生活動で使用する物品や環境教育資材の提供などの支援を具体的に行っております。必要な資材が、こうした29、30年度の経過も踏まえまして、おおむね行き渡ってきておりまして、自立して活動できる場合が増えてきたことから、支援件数が減少したものと考えております。

今後につきましては、川の再生活動に取り組む団体を増やしていく、あるいは増やした中で新規の団体に支援をしていくと、こういったことで活動を活発化させていくことを目指してまいります。そのためにも、支援ニーズをきめ細やかに把握をいたしまして、こちらの指標の目標値の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、ここまでの3点につきましては、状況の悪い指標について御説明させていただいたのですが、最後に改善された施策目標あるいは目標値を上回った指標についても御説明をさせていただきます。

お戻りいただいて、3ページを御覧ください。4の廃棄物の減量化・循環利用の推進に係る指標のうち、県や市町村が行う3R講座の受講者数でございます。令和3年度の目標値7,000人に対しまして1万人を超える受講者数となりました。これは、県や市町村が行う3R講座で注目を集めております、委員さんの御発言にもございましたが、食品ロスなどの旬のテーマを設定したことが要因と考えてございます。

次に、6ページを御覧ください。先ほど少し申し上げましたが、10の生物多様性の保全に係る指標の希少野生生物種の保護増殖箇所数です。これにつきましては、地域のボランティア団体あるいは学校等との連携を強化させていただいたこと、これが一番大きかったと思っておりますが、こうしたことによりまして、令和3年度の目標値に既に到達をしたという状況でございます。

最後に、9ページを御覧ください。16の環境と経済発展の好循環の創出に係る指標の環境ビジネス関連セミナーの参加企業数でございます。令和元年度につきましては、近年関心が高まっておりますSDGs、もう既に委員の皆様からもいただいておりますけれども、これをテーマにセミナーを実施させていただいたことで、元年度につきましては多くの企業の皆様に御参加をいただきました。こうしたことで、令和3年度の目標値に到達をしたところでございます。

環境基本計画の進捗状況につきましては以上でございます。今後も目標達成に向けて継続して努力をしてみたいと考えております。

なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、本日の環境審議会にこのような形で御報告させていただきましたが、例年、県議会におきましては、12月定例県議会に年次報告書として提出、報告をさせていただいております。その上で、県のホームページにも掲載をさせていただきまして、県民の皆様方へも周知をさせていただいているところでございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問をお願いいたします。

田口委員、お願いします。

○田口委員 御説明ありがとうございます。

2点ほどちょっと御質問させていただきたいのですが、1つは、資料の2ページです。2番の地球温暖化対策の総合的推進というところの一番上の県全体の温室効果ガスの排出量、これが三角で、バツではないけれども、要注意ということかと思いますが、この指標というのは、この基本計画上、大変重要な指標ではないかと思っております。それで、状況を拝見いたしますと、発射台といいますか、改訂時の数字が平成26年度で3,849万トンですね。それが最新値が平成29年度で3,726万トンということですから、発射台との比較で見ると、3年間で約3%減少しているということかと思っております。1年当たりになると1%ずつぐらいで削減されてきたということかと思っております。

しかし、この先を見てみますと、目標年度が令和3年度で、29年度からすると数字上は4年間あるのですが、実際はもう既に1年半しか残されていないということで、3,726万トンから3,363万トンというのは、約10%近く削減しないといけないと。4年間で10%ですから、年率では2.5%ずつぐらい削減していけないといけないということで、現行基本計画の目標を達成するためには、このCO₂の削減ペー

スをこれまでの倍以上にしないと達成に届きにくくなると、そういう数字上の状況かと思えます。政策当局としては、この課題に対して今後どういう形で政策運営をしていこうと考えておられるのかを教えてくださいいただければと思います。

もう一点、ちょっと細かいところで恐縮ですが、5ページの身近な緑の創出面積というのがございます。これは丸ということで順調に進んでいるということで大変結構なことだと思うのですが、これについてパンフレットですね、カラーの現行計画の概要版の9ページを拝見すると、左のページ、身近な緑というところで、昭和50年からの30年間で東松山市の面積に相当する平地林が消失したというふうに書いてございます。それとの比較で、この身近な緑の創出面積というのがどういう関係になるのかと。今まで東松山市の面積相当の平地林が消失したというのに対して、それに歯止めがかかって、また増加の方向に向いてきたというふうに捉えてよいのかどうか。ここに最新値の身近な緑の創出面積227.2ヘクタールですか、とありますが、これは身近な緑の失われた面積との差引き、ネットの面積になるのか、それとも創出された分のみの、いわばグロスの数値なのか。グロスの面積だとすると、ネットではどうなっているのかなというところがちょっと疑問に思ったものですから、その2点について教えていただければと思います。

○松井温暖化対策課長 温暖化対策課の松井と申します。

それでは、まず1点目の温暖化効果ガスの排出量の目標の関係でございます。委員御指摘のとおり、目標に向けて順調ではあるのですけれども、今後やはり努力していかなければ目標達成が難しいのかなというふうに考えてございます。実情といたしましては、全体的には温室効果ガスは基準年に比べて減少傾向にございますが、家庭部門につきまして、少し、当初こちらで考えている削減に比べて減り方が少し緩やかなのかなという分析をしてございます。家庭部門につきましては、規制がなかなかかけにくいとか、また、これは一概には言えないのですけれども、気温の状況によってエネルギーの使用の仕方がかなり影響を受けるということもございまして、なかなか厳しい部分がございます。ただ、省エネの導入ですとか、または小さいときから環境教育に触れていただいて、具体的に環境の行動を取っていただけるような、そういう地道な活動なども加えながら、今後とも家庭部門については、引き続き省エネが進むような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

それとあと、産業・業務部門につきましては、おおむね順調に推移しております。今後に向けては、産業・業務部門につきまして、目標設定型排出量取引制度という排出量を削減する制度を埼玉県は導入してございまして、令和2年度からまた新たな計画期間になりまして、従来の目標よりも上積みした形での温暖化対策を各企業の方に、事業所の方をお願いをしておりますので、そういった取組も併せて進めていって、目標達成に向けて引き続き努力していきたいというふうに思っております。

○三浦会長 みどり自然課長さん、お願いします。

○島田みどり自然課長 田口委員からの2つ目の御質問についてお答え申し上げます。

5ページの指標の緑の創出面積、最新値で227.2ヘクタールでございますが、これについては一番の大きなものは、1,000㎡以上の敷地における建築行為に対して、一定の割合の緑化を義務づけるというものが大きいものでございます。それとあと、こちらの彩の国みどりの基金を活用した園庭・校庭の芝生化であるとか、民間施設、市町村施設の緑化に対する補助で緑の創出に努めてきたと。そのものとしての、こちらの指標における現在の実績が227.2というものになっております。平地林自体は、6,514ヘクタール、昭和50年からの30年間で減っておりまして、その後も県全体としては減っている傾向にござ

います。そうした意味で、今回の創出は、先ほど委員のほうからもお話ありましたように、実際に創出した面積というものの数字をここに掲げさせていただいております。

以上でございます。

○三浦会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問ございますでしょうか。

袖野委員。

○袖野委員 ありがとうございます。

指標ですけれども、非常にバランスよく、しかも測るのが難しいパートナーシップについてもたくさん指標が入っておられて、すばらしいなと思いました。

1点お伺いしたいのが、4ページの全国水質ワースト5河川ということで、達成状況がよろしくないということなのですけれども、BODで見ると3以下で、良い水質であって、全国のワースト5のうち2つランクインしているというとすごく不名誉に聞こえるのですけれども、水質は必ずしも悪くありません。通常は、環境基準と比較して水質がどうか評価するのだと思いますが、この国交省の数字を使って評価されているという、この指標を採択された背景をお聞かせいただければと思います。

○三浦会長 水環境課長、お願いします。

○酒井水環境課長 水環境課、酒井です。

背景についてなのですが、かつてはBODが5を超えるような状況が非常にありまして、特に国交省が管理するところというのは一番、どちらかというと最下流部で治水上問題がある、綾瀬川、中川についても下流の河口から12キロとか14キロとか、その区間の水質を公表しておりました。全国で百何河川か国が管理しておりますけれども、その中でワーストを平成23年まで国は公表をしておったところ。平成23年頃になりますと、ほとんどの河川が3を切るような状況になりまして、河川で清掃活動をする方とか、そういった方から、ワーストと言われるとやはり不名誉だと。私たちも一生懸命やっているのに、ワーストというのはどういうことだという、国に要望がありまして、国のほうは24年から公表を控えていると。ただ、整備局ごとに水質の情報は開示しておりますので、それを集計することによって、これまで公表していたランキングについては、私どものほうで集計をさせていただいているという状況です。

以上です。

○三浦会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○浅見副会長 すみません。ありがとうございます。

今御指摘ありましたように、絶対値で評価をしたほうが本来の水質の評価になるのではないかという御意図かなというのがありますし、実際河川をよくするために御尽力いただいている方々のためにも具体的な指標の方がよろしいのではないかなと思いますので、今後になるでしょうか、そのような見直しも検討を一緒にしていただけたらと思います。

○三浦会長 私も事前に資料をいただいて、そのような印象を持ちましたので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○磐田委員 磐田です。資料の4ページ目の1の新たなエネルギー社会の構築についてお聞きしたいの

ですけれども、評価としてはA評価というところになっているのですが、こちらについては特段指標についてコメントがないのですけれども、これは例えば太陽光発電の設置に対して、何か県のほうで補助金申請か何かを受け付けていた、その件数で評価されているのか、何で評価されたのかというのをまずお聞きしたいというのと、あともう一点ございまして、新たなエネルギー社会というのが何を想像していらっしゃるのかというのを、ちょっとイメージを持ちたいのですけれども、例えばこちらの基本計画のほうの6ページ目のほうの新たなエネルギー社会のところには、いろいろ燃料電池とか水素社会とかコージェネとか、項目では入っているのですが、こちらの指標の評価のほうには、災害に強い分散型エネルギーという言葉も入ってまして、一体再生可能エネルギーを入れるだけでいいのか、それとも何かそれを運用するような、自立的に運用して災害にも役立つような、そういう社会をイメージされているのか、その辺りをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○三浦会長 お願いします。

○石塚参事兼エネルギー環境課長 エネルギー環境課の石塚です。

まず、1つ目の新たなエネルギー社会の構築の部分の評価についてなのですが、御指摘のとおり、この部分については数値目標がございまして、表記として住宅太陽光の2位というところを我々のほうで現状として挙げさせていただいた部分があります。正直埼玉県は、再生可能エネルギーは、太陽光がやはり主になってくるという中で、住宅用太陽光2位というのは、これを死守した形というふうに我々としては考えておまして、伸びの数も含めて、取りあえずこの点はよく頑張ったというような、ある意味ちょっと甘めの評価ではありますが、このような表記にさせていただきました。

一方、新たなエネルギーの部分の解釈なのですけれども、当時、この環境基本計画のベースとなったときは、東日本大震災後の、やはりエネルギーがかなり問題となった時期でございまして、一方は災害対策としての分散型の考え、一方ではもちろん温暖化対策としての再生可能エネルギーの推進、この両面を含めて新たなエネルギーの分散型エネルギーという表記をしたかというふうに思っております。その両面については、現状においても基本的には変わっていないと思いますが、エネルギーの種類としては、例えば水素エネルギーというの、我々のほうで一時、車も含めて推進をするということでやってみたものの、なかなか国も含めて推進が難しいということで、この辺については次期環境基本計画を含めて、また改めて考えていかなければいけない問題だと認識しています。

○三浦会長 よろしいですか。どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 生物多様性に関する部分10番と、7番、8番の川、緑に関する部分を照らし合わせてみますと、生物多様性のほうでは保護増殖の箇所数に関する指標になっておまして、こちらは土地の保全に関するような指標は、どちらかという水に関しては川や、緑に関しては8番のみどりの保全と再生で見るのかなというふうに拝見していました。

お伺いしたいのは、水循環に対する改善がどういったところで見られるかということなのですが、新しい緑は増えている一方で、川の応援団への支援件数はちょっと伸び悩んでいるといったようなところで、県民参画の部分がちょっと課題を抱えているのかなというふう感じたのです。地盤沈下も少しバツがついている部分もあるところを踏まえまして、そういった流域のように県域で見ると指標みたいなものが、この中にあまり反映されていないのかなというふうにも見ました。お伺いしたいのは、

なぜ川の国広援団への支援件数が伸び悩んでいるのかというところをお伺いできればと思います。

○三浦会長 お願いします。

○酒井水環境課長 川の国広援団の支援についてなのですが、これは県が支援メニューを示しまして、広援団からの申込みによって資材等の提供を行っております。そういったこともあって、先ほど政策課長からの説明もあったのですが、非常に上下が激しい指標になっております。以前には目標の300を超えるような数値もあったり、また今回170という数値も存在してございまして、これは広援団の数自体は順調に増えているところなのですが、設立当初はいろいろ支援を求めてきたりとかあるのですけれども、ある程度成熟してきますと、必要なものがそろったということで注文がなくなってきたりしております。そういう中では、時代とともに活動状況も変わってきますので、団体のニーズとかを捉えて、今後はそういったメニューを増やして、さらに支援ができるようにしていきたいというふうに考えております。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

まだ……では、短めに、1件、最後にさせていただきます。

○小島委員 6ページ目の生物多様性の保全のところ、希少野生動植物種の保護増殖箇所というのは、どのように決めているというか、どうやってカウントされるのか。優先順位を決めて箇所をカウントして、優先順位を決めてその場所を決めているのか等、教えていただければと思います。

○三浦会長 お願いします。

○島田みどり自然課長 みどり自然課です。小島委員の御質問にお答えいたします。

現在、保護増殖箇所数は、こちらの数字にありますように144か所、条例指定種22種のうち、そういった保全ができるようなものというか、条件が整ったものということで、14種についていろいろ研究機関、環境科学国際センターであるとか、あと学校の理科教育というのでしょうか、そういったところで環境が整っているところというところで、そのほか市町村もありますし、団体もあるということで、そのようなことで144か所になってきています。優先順位を決めてというよりも、やはり動植物の環境が整うかどうかというところが大きいことかと思っておりますので、順次優先順位を決めてやっているものではございません。そういった環境が整ったところで今行っているという数字でございます。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

まだあると思いますけれども、ちょっとお時間押していますので。

では続きまして、報告事項2、鳥獣保護区の期間更新等について、県のほうから説明をお願いいたします。

○島田みどり自然課長 みどり自然課でございます。報告事項2、鳥獣保護区の期間更新等についての御説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元の報告事項2の1ページを御覧ください。ここにお示ししましたのは、今回期間更新を行う鳥獣保護区の一覧でございます。この3か所の鳥獣保護区は、令和2年10月31日に期間満了を迎えます。これを更新して令和12年までの10年間を引き続き鳥獣保護区とするものでございます。

恐れ入りますが、ページをおめくりいただきまして、参考資料を御覧ください。1の(1)にございますとおり、鳥獣保護区というのは、鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認められる区域を環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。指定された区域内での鳥獣の捕獲は、研究目的や有害鳥獣捕獲などを行う場合を除いて禁止されます。

1 ページ下段の（２）にございますとおり、埼玉県知事が指定している鳥獣保護区は、現在64か所、約3万ヘクタールとなっております。参考の欄にございますとおり、7つの区分がございまして、⑦の身近な鳥獣生息地が38か所で一番多くなっております。

めくっていただきまして、裏面の2ページ、一番上を御覧ください。（３）、鳥獣保護区の存続期間と期間更新でございます。法令上は20年以内の期間を定めて更新できることとされておりますが、埼玉県では社会情勢の変化に対応するため、存続期間を原則として10年とし、10年ごとに更新を行っております。

続きまして、特定猟具使用禁止区域（銃）についてでございます。恐れ入りますが、報告事項2の資料に戻りまして、2ページを御覧ください。今回、存続期限を迎える特定猟具使用禁止区域（銃）の一覧を記載しております。この15か所の特定猟具使用禁止区域は、令和2年10月31日に期間満了を迎えます。平成28年に実施しました期間更新までは、鳥獣保護区と同様に10年に区切って更新しておりました。しかし、当区域は住宅密集地や危険回避の必要がある地域を指定しているものであり、今後解除される可能性は極めて低いこと、また法令上、期限の定めがないことから、平成29年度以降は更新期間を無期限としているものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページを御覧ください。今回区域変更を行う特定猟具使用禁止区域（銃）を記載しております。今回拡大する区域については、区域内に学童の通学道路が隣接しており、地域の安全や銃による事故を未然に防ぐため、区域を拡大するものでございます。このたび地域住民からの要望に基づき、地元市から要望書が提出され、新たに94.3ヘクタールが特定猟具使用禁止区域（銃）に組み込まれたものでございます。

恐縮ですが、再度参考資料の2ページを御覧ください。2の（１）にございますとおり、特定猟具使用禁止区域というのは、危険の予防あるいは静穏の保持のため、狩猟を行う場合、文字どおり特定の猟具に限って使用が禁止される区域のこととございまして、埼玉県内では銃についてのみ使用を禁止する区域を指定しております。そのため、お手元の資料などでは、特定猟具使用禁止区域（銃）という表記をしております。

（２）の県内の特定猟具使用禁止区域（銃）の指定状況を御覧ください。県内でのこの区域の指定状況は、現在126か所、約20万9,000ヘクタールとなっております。

以上、御説明いたしました報告事項2の1、鳥獣保護区の（１）、期間更新及び2、特定猟具使用禁止区域（銃）の（１）期間更新につきましては、地元市町や利害関係人から意見を聴取したところ、異議の表明はございませんでした。

また、2、特定猟具使用禁止区域（銃）の（２）、区域変更は、地元市の要望に基づいて行うものでございまして、これにつきましても地域住民や利害関係人から意見を聴取したところ、異議の表明はございませんでした。

以上のとおり、期間更新や区域変更を行うこととしましたので、御報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について質問をお願いいたします。

小島委員、お願いします。

○小島委員 様々な自然再生の取組をされているところ、例えば荒川河川敷など、あるいは秩父のよう

なところともありますけれども、今後河川敷なんかは、指定猟法禁止区域ともありますが、それが県指定の鳥獣保護区に変わるとか、そういったことは検討される予定はあるでしょうか。

○三浦会長 お願いします。

○島田みどり自然課長 先ほど説明を申し上げましたとおり、この区域設定であるとか、今回の変更は、地元の要望であるとか、いろいろな利害関係人の方からの御意見もあって、地元で意見も集約していただいてこちらに来ますので、そういった機運という言い方は変かもしれませんが、そういった情勢を踏まえて今後新たにということはあるかと思いますが、今のところ具体的にそういう話は来ておりませんので、またその辺は今後も注視してまいりたいと思います。

○三浦会長 よろしいですか。

どうぞ。

○小島委員 地元の意見だけでなく、例えば大型水鳥が飛んでくるからとか、そういったことを踏まえて考えていく必要があるのではないかという意味です。

○三浦会長 はい、どうぞ。

○島田みどり自然課長 そうですね。その辺のことは検討課題かと思っております。

以上です。

○三浦会長 地元からの要望だけではなくて、今後の小委員会のほうでもぜひ御検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(発言の声なし)

○三浦会長 よろしいですか。

報告事項ということですが、今回の変更事項は、利害関係者の方からも異議がなかったということで、特に御質問なければ、時間も押していますので、これはおしまいにさせていただきます。

それで、予定しておりました議題はこれで終了いたしましたけれども、その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

お願いします。

○事務局(井桁) 事務局から、まず補足の説明をさせていただきます。

諮問事項1、次期環境基本計画についてでございます。小委員会の委員の推薦につきましては、審議会規則によりまして会長が指名することとされております。11月を目途に会長とも御相談の上、お願いできる委員の皆様にご案内させていただき予定となっております。よろしくお願いたします。

それから、もう一点、今後の会議運営の方法について御説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く場合にございましては、会議について会場ではなく、全員リモートでの出席という形での開催を今検討いたしております。その際、機材の整っていない委員の方には、会議の当日、県庁にお越しいただきまして、県の機材でリモートにて御参加いただくことを考えております。

また、報告事項のみの場合など、集まっていたかなくても可能だと考えられる場合におきましては、書面での開催についても検討しておるところでございます。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございました。

最初の小委員会の委員のほうは、すみません。私、先ほど言い忘れたのですけれども、委員決まりましたら、御報告させていただきますので、ぜひ御協力をお願いいたします。

それから、もう一つのほうです。リモート開催、それから書面開催について何か御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

○浅見副会長 すみません。恐れ入りますが、小委員会の予定を拝見いたしますと、来年まで小委員会で検討して、来年の7月に調査審議をここで行うような、このメンバーでというような形になっておるのですけれども、何か中間的にもこんな様子でとかというようなお話は特になく、1年近くたってしまうようなのですけれども、何かその間、随時ちょっと御意見ですとか、ちょっとざっくばらんにでも、リモートでもいいということであれば、開催等もちょっと御検討願えたらいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○三浦会長 いかがでしょうか。政策課長さん、お願いします。

○佐藤環境政策課長 副会長から今御意見いただきましたが、また小委員会で議論を深めていただく中で、必要に応じて委員の皆様方に情報提供をさせていただくことも、会長と御相談しながら進めたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○三浦会長 よろしくをお願いいたします。

そうしますと、リモート開催、書面開催については、特に御質問ないということでしょうか。

リモート会議、書面開催、認めることとしたいと思います。開催に当たっては、私のほうに一任していただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○三浦会長 どうもありがとうございます。

これで本日の審議会の議題は全て終了いたしました。

最後に、委員の皆様から何か御発言ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○三浦会長 それでは、令和2年度第1回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○司会(赤松) ありがとうございました。

次回の審議会は、時期が決まり次第、御連絡をさせていただきます。

本日、お車でお越しになられている方で、こちらの建物の共済会館のほうに駐車されている方につきましては、最後出られたときにレシートをお預かりいたしますので、うちの職員、事務局の職員が出口のところ立っておりますので、その際レシートをお渡してください。

また、県庁の駐車場に止められた方につきましては、印を押しますので、こちら司会者席のほうにお越しいただければと思います。

以上をもちまして、令和2年度第1回の埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。

午前11時37分閉会